

青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について (令和3年第2回青森市議会定例会提出予定案件)

1 制定理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が、令和3年3月31日に公布されたこと等に伴い、以下の改正項目等について改正するため、「青森市市税条例等の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 主な改正項目について

(1) グリーン化特例（軽課）に係る見直し（施行期日：公布日）

グリーン化特例（軽課）・・・燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税種別割の税率を軽減する措置。

○軽減対象車を電気自動車等とする重点化等を行う。

○現行、「令和2年度まで」に取得した場合に軽減するとされているが、軽課期間を2年間延長し、「令和4年度まで」に取得した場合について軽減する。

単位：円、台

区分	本来の 税額	グリーン化特例（軽課）適用				台数 令和3年度 当初予算
		令和3年度課税 取得期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日		令和4年度課税 取得期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日		
		75%軽減 ※1	2,700	75%軽減 ※1	2,700	
自家用 乗用車	10,800	50%軽減 ※2	5,400	-	-	265
		25%軽減 ※3	8,100	-	-	884
		75%軽減 ※1	1,800	75%軽減 ※1	1,800	0
営業用 乗用車	6,900	50%軽減 ※2	3,500	50%軽減 ※6	3,500	0
		25%軽減 ※3	5,200	25%軽減 ※7	5,200	0
		75%軽減 ※1	1,300	75%軽減 ※1	1,300	0
自家用 軽貨物	5,000	50%軽減 ※4	2,500	-	-	0
		25%軽減 ※5	3,800	-	-	19
		75%軽減 ※1	1,000	75%軽減 ※1	1,000	0
営業用 軽貨物	3,800	50%軽減 ※4	1,900	-	-	0
		25%軽減 ※5	2,900	-	-	12

（網掛け部分の「自家用乗用車」については、令和元年第2回定例会において条例改正済）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ※1 電気自動車、天然ガス自動車 | ※2 2020年度基準+30%達成車 |
| ※3 2020年度基準+10%達成車 | ※4 2015年度基準+35%達成車 |
| ※5 2015年度基準+15%達成車 | ※6 2030年度基準90%達成車 |
| ※7 2030年度基準70%達成車 | |

(2) 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応（施行期日：公布日）

住宅ローン控除・・・住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額（※）の範囲内で個人住民税から控除する措置。

※控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

○所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置（下記参照）が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。

○この措置による個人住民税の減収額（令和15年度から令和17年度までの市民税について影響）は、地方特例交付金により全額国費で補填する。

<所得税における措置>

- ・控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間に契約した場合、令和4年末まで（現行要件：令和2年末まで（新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで））の入居者を対象とする。

【新築】

区分	入居期限	対象契約期間
令和3年度税制改正	令和4年12月31日まで	令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで
新型コロナウイルス感染症緊急 経済対策の税制上の措置	令和3年12月31日まで	令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで
平成31年度税制改正	令和2年12月31日まで	—

【建売・中古・増改築等】

区分	入居期限	対象契約期間
令和3年度税制改正	令和4年12月31日まで	令和2年12月1日から 令和3年11月30日まで
新型コロナウイルス感染症緊急 経済対策の税制上の措置	令和3年12月31日まで	令和元年10月1日から 令和2年11月30日まで
平成31年度税制改正	令和2年12月31日まで	—

（網掛け部分については、令和元年第2回定例会及び令和2年第2回定例会において条例改正済）

- ・上記の延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積40㎡～50㎡（現行要件：床面積50㎡以上）の住宅も対象とする特例措置を講ずる。

(3) 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し（施行期日：公布日）

- 平成30年度税制改正大綱で、フリーランスなど様々な働き方に対応して働き方改革を後押しする観点から、個人所得課税の見直しとして、給与所得と年金所得のある者に適用される給与所得控除と公的年金等控除の一部（10万円）について、全ての者に適用される基礎控除に振り替える見直しが決まり、令和2年分の所得税と令和3年度分の個人住民税から適用されることとなった。
- 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定においては個人住民税の基礎控除額を援用していることから、基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。（令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。）
- 一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

【改正後の軽減判定所得基準】

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）

$\frac{+ 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)}{\quad}$

5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋28.5万円×（被保険者数（※2））

$\frac{+ 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)}{\quad}$

2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋52万円×（被保険者数（※2））

$\frac{+ 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)}{\quad}$

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療保険の被保険者に移行した者を含む。
（特定同一世帯所属者）